
日本科学者会議
京都支部ニュース 8月号 No.342

2012年8月13日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町 95-3 南館 3 階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : kyoto_kagakusha_2@yahoogroups.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

・・・・・・・・ 目 次 ・・・・・・・・

◆ 第33回原発問題全国シンポジウム（8/25,26）の案内	1
● 「原発ゼロをめざす京都ネットワーク」結成集会（7/27）の報告	2
◆ 「JSA 若手夏の学校 in 岡山」の案内とカンパのお願い	3
● 「人体の不思議展」をめぐる宗川訴訟判決の報告	4
● 「原水禁 2012 世界大会・科学者集会 in 滋賀」（8/1）参加報告	5
■ 講演会・研究例会などの案内	7
・ 生命と医の倫理研究委員会（8/17,18）	
・ 「日本の科学者」読書会 8 月例会（8/24）「都市の防災」特集	
・ 日韓連帯シンポジウム（8/31）「無償教育の漸進的導入」	
・ 関西技術者研究者懇談会 9 月例会（9/9）「55 年前の茨木原子炉設置反対運動」	
・ 第 19 回総合学術研究集会（岡山）	
■ 寄稿：IPCC 第 4 次評価報告書に見られる「濃度表記の混乱問題」に関する中間報告	9
◆ 支部幹事会だより	11
◆ 支部ニュース 7 月号について、おわび 2 件	12
■ 付録：JSA 近畿地区の催し物案内・「JSA 近畿 No. 46.30」	14

日本科学者会議 エネルギー・原子力問題研究委員会 主催
第 33 回 原子力発電問題全国シンポジウム
— 福島原発災害の教訓をどう生かすか —

会場：「ニューサンピア敦賀」（敦賀市呉羽町 2 番地：電話 0770-24-2111）

日時：2012 年 8 月 25 日（土）14:00～17:40

26 日（日）9:00～15:00

プログラム等は同封のチラシをご覧ください。

<交通案内> 25 日 JR 湖西線新快速敦賀行き

京都発 9:48→11:15, 10:45→12:15, 11:45→13:15 敦賀着

「原発ゼロをめざす京都ネットワーク」結成 宗川吉汪

1) ネットワーク結成集会

JSA 京都支部、京都総評、京商連、京都母連、京都民医連、新婦人府本部、自由法曹団京都支部の7団体が呼びかけて「原発ゼロをめざす京都ネットワーク」が発足した。

結成集会は、7月27日18:30~20:30、京都アスニーで開催された。主催者を代表した宗川のあいさつ、バイバイ原発京都実行委員会準備会の原 強さんの連帯あいさつ、2つの特別報告、緊急国会報告、経過と取組みの報告、各団体の交流、などが行われた。

特別報告は以下の2つ。

「現地では今、再稼働反対運動の中間報告」奥出春行さん（原発問題住民運動福井県連絡会代表）

「危ない原発再稼働一国会事故調査報告をめぐって一」政宗貞男さん（京都工繊大、JSA 京都支部）

緊急国会報告は井上さとしさん（日本共産党 参議院議員）が行った。これまでの経過と取り組みについて京都総評の梶川 憲さんが報告し、ネットワーク結成が確認された。その後、各団体の原発ゼロをめざす運動について交流した。

2) 宗川のあいさつの要旨

昨年の円山公園野外音楽堂 9.10「原発 NO! 京都府民大集会」は、安斎、加藤、深尾、望田4氏の呼びかけに応じて京都の民主団体が集まり、京都総評に事務局をおいて準備し、2,600人の参加で成功した。市民団体中心の 9.11「バイバイ原発」実行委員会とは互いに

エール交換した。

9.10 集会開会にあたっては、実行委員会をつくらず相談会として集会準備を行った。

9.10 の後、「原発 NO! 府民運動相談会」を継続させ、今年3月10日のオール京都「バイバイ原発 3.10 きょうと」の成功に貢献した。3.10 集会では5,000人が参加した。

3.11 から1年半が経過し、大飯原発の再稼働が強行された。それに対し、毎週金曜日の官邸前行動や7.16「10万人集会」で、「再稼働反対」「原発なくせ」の声が大きくなっている。また、民間事故調、国会事故調、政府事故調の報告がでそろった。しかしながら、これからは長期戦に入る。原発をなくすためには持続的な運動が要請される。原発をなくす運動は新たな段階に入った。

「バイバイ原発」では呼びかけ人が中心になって継続的な実行委員会をつくる話し合いが行われている。何故いま、京都の民主団体が「原発ゼロをめざす京都ネットワーク」を立ち上げるのか。

労組や母親・婦人、医療関係、科学者、法律家などの民主団体と市民団体との違いはおもに次の2つに集約される。

一つは、それぞれの民主団体の運動は構成員の権利要求を基礎にしながら、平和的生存権の要求が基盤にある。反戦平和が共通のスローガンになっている。一方、市民団体は様々な要求を掲げて、個人の呼びかけで結成され、中心になる人の個性が運動の方向を決める。平和的生存権の擁護が必ずしも運動の基礎になるわけではない。

二つ目は、民主団体は一般に歴史が長く、集団で執行部をつくることである。私はJSA京都支部事務局長としてここに参加しているので、役を交代すれば別の人がこの会にくることになる。

原発ゼロの要求は、各民主団体の共通の目標である平和的生存権の要求と固く結びついている。原発ゼロ運動を今後長期にわたって持続させるには、各民主団体の横の連絡を密にする必要がある。原発ゼロ運動を市民と共同して進めるためにも、民主団体がしっかりと運動を支えていかなければならない。

電気と食糧の供給はわれわれの生存の要である。これらは地産地消で住民の手で行わなければならない。その条件は日本列島にある。地球温暖化を食い止め、平和的にエネルギー

を生産するために、石油・石炭・ウランのような輸入地下資源に頼らないで、太陽光、風力などの自然再生エネルギーの利用が求められている。アメリカ主導の原発や、大手商社の輸入する石油・石炭に頼らない発電は革命的な事業になるだろう。

日本近代史の中で、福島原発事故は、黒船来航、敗戦に匹敵する大事件である。黒船来航は薩長主導の明治維新につながり、敗戦はアメリカ主導の戦後民主化につながった。福島原発事故を日本で初めての国民主導の「草の根革命」につなげるという壮大な展望をもって原発ゼロ運動を推進していきたい。

「JSA 若手夏の学校 in 岡山」

案内とカンパのお願い

恒例の「JSA 若手夏の学校」が9月14日(金)～16日(日)にかけて、岡山を舞台に開催されます。今年は、「～東日本大震災後の私たちの学問と社会運動～」をテーマに、3.11以後の様々な社会運動から学ぶべきこと、自分たち若手研究者はどのように社会とかかわっていくべきかを議論する予定です。

企画では、19総学に若手独自の分科会を設けるとともに、研究交流企画や修士論文・博士論文の執筆経験を交流する機会を設け、自分たちの研究生生活の経験や苦労についても討論する予定です。いずれも、例年の参加者から好評の企画となっています。

院生・若手会員の皆様は、ぜひ奮って「夏の学校」にご参加頂ければと思います。また、現役の先生方におかれましては、ぜひ所属院生などへのご紹介をよろしくお願いいたしま

す。

また、今年は京都支部の若手院生を含む、近畿の若手が実行委員を務めております。「夏の学校」は全国の院生・若手が交流し、科学者の社会的責任について認識を深める大切な機会であり、より多くの参加者を得ることに大きな意義があると考えます。

ついては、大変不躰な依頼となりますが、京都支部の会員の皆さまに若手支援カンパをお願い申し上げます。1口1,000円となります。複数口をお願いできれば幸いです。

昨今の厳しい情勢は重々承知しておりますが、企画の成功のため、ぜひご協力頂ければ幸いです。

なお、現在複数の方から、カンパを頂いております。カンパを頂きました皆様にお礼を申し上げるとともに、引き続きのご協力をお

宗川訴訟判決の簡単な報告 – 「不当でふざけた」判決 – 宗川吉汪

『人体の不思議展』を考える京都ネットワークは、一昨年 12 月から約 2 ヶ月間「みやこめっせ」で開催された「人体の不思議展」の開催中止と、日本において二度と同展を開催させないことを目標に、多くの方々の支援のもと刑事訴訟や損害賠償を求める「宗川訴訟」を通じ、同展の違法性を追求する運動を展開してきた。

このたび、2012 年 7 月 19 日午後 1 時 10 分に大阪高裁で判決言い渡しがあった。「本件控訴を棄却する」とする判決であったが、内容はまったく「不当でふざけた」ものであった。以下に判決の核心部分を引用する。

「控訴人が、自宅近くで本件展示会が開催され、本件展示物が展示・保管されている事実やその場面を想像することにより、自らの宗教的感情や倫理観等を害され、嫌悪感、抵抗感、緊張感等を抱き、あるいは、本件展示会の開催が自己の有する生命倫理観等に反するものであって社会的に放置しておくべきではないと感じたとしても、それらは控訴人の主観的な不快感や倫理観にとどまるというべきであり、他方、本件展示会及びこれと同様の展示会が、長年にわたり、日本全国において、地方公共団体、医療関係団体やマスコミを含む各種の団体が主催等するなどして、社会的に広く支持され極めて多数の来場者を集めて、混乱等を来すことも特段の違法を指摘されることもなく継続的に開催されてきたことなどの事情に照らせば、本件展示会の開催が、社会生活上受忍すべき限度を超えて、控訴人の

自宅における平穩に生活する権利ないし利益その他不法行為保護上に値する利益を違法に侵害したものであるということは到底できないといわなければならない」（波線は筆者）

つまり裁判官は、人体展はこれまで特別に違法性を指摘されることもなく、社会的に支持され多くの来場者があったのだから、控訴人の言い分は主観的な不快感や倫理観に過ぎない、と断じた。

われわれが主張したのは、裁判官の判断とはまるで逆で、違法な人体展が控訴人の自宅近くで開催された、それによって控訴人の平穩に生活する権利が侵害された、ということである。

だから、裁判官としては人体展開催が違法行為であるか否かを正面から判断すべきであった。ところが、以下のような言い回しで違法性判断を放棄した。いわく「本件展示物が死体解剖保存法あるいは刑法 190 条のいう『死体』に当たるか否かや、保管が死体解剖保存法にいう『保存』に当たるか否か、取得過程に何らかの違法行為が存在したか否か等に関する法律上の判断はさておき、社会一般の認識において、本件展示会が違法性を有するものであるとか、社会的に許されるものであるなどとは全く理解されていなかった」（省略部分は特に示していない、波線は筆者）

われわれが裁判所に求めているのは、社会一般の認識の解説ではなく、専門家としての法律上の判断である。この判決では裁判官としての任務を放棄したことになる、と言わざ

るを得ない。

裁判所は、今回の判決で、多数の来場者を背景にした社会一般の名を借りて、人体展を認めてきた厚労省、人体展を積極的に支援してきた医学界・地方公共団体・マスコミを救ったのだ。これこそが日本の権力構造だ。

しかし、事態は裁判所の思惑よりずっと先に進んでいる。日本医師会は人体展への非協力を宣言した。この背景には、『『人体の不思議展』に疑問をもつ会』の運動や金沢の医療関係者の人体展反対運動があることは明らかである。さらに、われわれの刑事告発が不起

訴になったとはいいいながら、人体展展示物が死体解剖保存法のいう「死体」であり、展示が「保存」に当たるとする法務省刑事局の判断を引き出した。これらによって、人体展は閉幕せざるをえなくなり、人体展事務局は解散に追い込まれた。

「以上によれば、控訴人の本件請求は、その余の点を判断するまでもなく理由がないから、これを棄却すべきである」とする判決の「結論」は、「不当でふざけた」もの以外の何ものでもない。

「原水爆禁止 2012 年世界大会・科学者集会 in 滋賀」参加報告 個人懇・山口進次

2012 年 8 月 1 日、「原水爆禁止 2012 年世界大会・科学者集会 in 滋賀」が天津市勤労福祉センター大ホール満席（176 名）の盛況のうちに開催された。

最初の報告は広島市立大学高橋博子講師で、原爆症認定集団訴訟や福島第一原発事故での被爆基準は米国の軍事目的にデータ（軍事機密事項）をとったもので、原爆投下後に降った黒い雨など反映されることなく、残留放射能や内部被爆は無視され続けてきた実態を話された。

次の報告は立命館大学山崎文徳准教授で、「アメリカの軍事戦略と原子力技術」という表題が付けられており、核燃料サイクル、アメリカの原子力政策と原子力技術、原子炉の大型化・大出力化と安全性について話された。原子炉技術の対日技術移転については、改良が制限された上、事故の際にアメリカ政府とメーカーが免責されるという問題も付随した。

3 番目はアメリカフレンズ奉仕委員会ニューイングランド事務所責任者ジョゼフ・ガーソン博士が「危険な事態と核兵器のない世界という約束の地」と題して話された。福島第一原発事故については以下のように語った。「私は広島や長崎と全く同じでないにしても、人間のおごりや、欲、政財間の癒着によって、新世代の日本のヒバクシャが生まれてしまった、と考えるようになりました。アメリカでは 1970 年代初めに原発反対の大衆運動が始まってから、私たちは、人類は核兵器と共存できないだけでなく、原子力とも共存できないことを明確に訴えてきました。」

4 番目の報告は欧州在住の環境ジャーナリスト川崎陽子さんの「ドイツの原子力政策と放射線防護行政」で、福島第一原発の過酷事故は収束の見通しのつかない未曾有の原発事故当事者でありながら、事故検証を踏まえた改革もせず、強引に再稼動を進

める日本の行き方と、ドイツの原子力政策は原子力からの脱却を柱としたエネルギーシフトに邁進する姿を対比して話された。特に企業任せのわが国と、国が主導権をとるドイツの原子力行政の違いは大きい。

第5の報告は大阪大学今岡良子准教授による「モンゴル国におけるウラン開発、原発建設、使用済み核燃料問題」というテーマで話された。モンゴル国は1970年代ソ連主導でウラン鉱床を発見、1988年から1996年にかけてウランを産出、1991年ソ連撤退後、国内企業や外国資本がウラン開発に乗り出した。国際原子力機関（IAEA）はモンゴルのウラン埋蔵量は150万トン以上の可能性がある」と指摘、日米はウラン燃料の安定確保を狙うと共に、核廃棄物処分地が国内に見通しが立たない日米が、モンゴルに核処分場を作ることを両国間で機密裏に進められていた（毎日新聞 2011年5月9日報道）。

野田首相が原発再稼動に意欲を示した裏にはこのような秘密協定が確約されていたのか、モンゴル国では核処分場設置反対の運動が起こっている。

6番目の報告は滋賀弁護士会井戸謙一弁護士の「福井原発再稼動差し止め訴訟の論点」で、若狭原発群から20～100 kmと隣り合わせの滋賀県は近畿地方1400万人の水がめである琵琶湖を有しており、一度原発事故で汚染してしまえば取り返しのつかない、深刻な事態はまぬかれない、と語った。2011年8月2日、168名の市民が関西電力を相手取り、当時停止中の7基の原発について、大津地裁に対し再稼動禁止を求

める仮処分を申し立てた。次いで同年11月8日、47名の市民が日本原子力発電株式会社を相手取り、停止中の敦賀原発1、2号機について大津地裁に対し、再稼動禁止を求める仮処分を申し立てた。

また大飯3、4号機の再稼動が政治日程に上がってきたため、2012年3月14日滋賀県民ら約80名は大阪地裁に対し、国を相手取り、大飯原発3、4号機について定期検査終了証の交付差し止めを求める行政訴訟を提起し、併せて仮の差し止めを求める申し立てをした。

最後の報告は元原発労働者で原発問題住民運動全国連絡センター代表委員山本雅彦氏の「福井原発の現地からの報告」と題して原子力ムラの生々しい話をされた。原発は現在の人知では制御できないという認識を福島原発震災から学ぶべきである。大飯原発の「かま元」（大島地区）で「経済性より安全性優先を」「他に（発電）方法があるなら原発はなくていい」というふうに、3.11福島原発災害以降、原発立地自治体の住民に大きな変化が現れてきている。

今回の集会で7つの報告のうち、3つが女性発表者によるもので、その内容も多岐に渡り興味深いものであった。

会場からの発言も、原発に対する科学者の社会的責任を問うものもあって、身の引き締まる思いがした。

研究委員会・読書会・シンポジウムの案内（「JSA 近畿」も参照）

生命と医の倫理研究委員会

日時：8月17日（金）・18日（土）

場所：東山いきいき市民活動センター

8月17日（金）

14:00～14:30 事務局からのお知らせ

14:30～16:00 「人体の不思議展」が問いかけた生命倫理の課題：宗川吉汪（京都支部）

16:00～17:30 人体標本の商業展示に対する各国規制状況：末永恵子（福島支部）

8月18日（土）

10:00～11:30 「死」をめぐる医学倫理教育：黒須三恵（東京支部）

11:30～13:00 「医の倫理」に関する京都大学の検証課題：731部隊関係者等の京都大学
医学博士学位の授与実態調査から見えてくるもの：西山勝夫（滋賀支部）

14:30～16:00 「包括的同意」のジレンマ：長島 隆（東京支部）

『日本の科学者』読書会8月例会

8月24日（金）15:30～17:30

場所：JSA 京都支部事務所

『日本の科学者』6月号特集「都市の防災」

室崎論文：都市防災の現状と課題（報告者：菅原健二）

竹山論文：都市住宅の耐震性（報告者：清水民子）

濱田・鈴木論文：地震・津波とコンビナート（報告者：鈴木博之）

日韓連帯シンポジウム「無償教育の漸進的導入」

日本と韓国は高等教育費の対GDP比がともに0.6%（2007年）とOECD加盟国で最下位にあり、高等教育への公財政支出が低く私費（家計）負担の大きい点で酷似している。

日本では、2012年2月に玄葉外務大臣は国際人権A規約13条（b）（c）項について留保撤回の方向を国会で表明したが、その具体方策はまだ見えてこない。一方、韓国では、大学登録金（授業料を含む納付金）半額化の市民運動が展開され、大学教授労組からは「登録金後払い制」といった興味深い提案もなされている。

このような情勢を踏まえて、国際人権A規約第13条に規定する「無償教育の漸進的導入」に関して、日韓（韓日）の連帯シンポジウムを開催する。

- ・日時：8月31日（金）13:00～17:30
- ・場所：龍谷大学アバンティ響都ホール（京都駅八条東口徒歩1分 アバンティビル9階）
<http://www.ryukoku.ac.jp/ryudaihall/>
- ・内容：
 - 「韓国における大学登録金半額化の市民運動」（仮）
 - 「韓国における大学教育への公的責任の強化策並びに登録金後払い制の提案」（仮）
の報告（通訳有）と日本側からの発言を受けてのシンポジウム.
- ・主催：大学評価学会，龍谷大学社会科学研究所（大学評価・大学経営研究センター）
- ・連絡先：龍谷大学 細川 孝 e-mail：hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp
電話：075 (645) 8634 <ダイヤル・イン>

関西技術者研究者懇談会 9月例会

9月9日（日）14:00～17:00

場所：JSA 大阪事務所

テーマ：「茨木における 55 年前の原子炉設置反対運動に学ぶもの」

講師：川上 治氏

JSA 第 19 回総合学術研究集会（岡山）

日時：2012 年 9 月 14 日（金）～16 日（日）

場所：岡山大学一般教育棟

テーマ：「持続可能な社会への変革とともに」

詳細は支部ニュース 7 月号と同送した 3rd Circular または

19 総学ホームページ：http://sky.geocities.jp/jsa_okayama/sougaku19th.htm

をご覧ください.

寄稿： IPCC 第4次評価報告書に見られる
「濃度表記の混乱」問題に関わる中間報告
(JSA-ACT 所属 田中雄三)

標記の件については、筆者が2010年7月17日に京大会館で行われた講演会における報告の後半で問題を提起し、その概要が数日後に発行された本ニュースNo.318の8～9ページに収録されている。問題となる用語法上の不整合は、2007年にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）が発表した「第4次評価報告書/統合報告書」（以下ではAR4/SYRと略記）に収録されている下記の表（表SPM.6.）の「二酸化炭素換算濃度列」の表題部分とAR4/SYR中で同表の直後に掲載されている図SPM.11.に関わる記述の間に存在する。後者（図SPM.11.）に含まれている二つの図のうち右側のものは、前者（表SPM.6.）が諸安定化水準下での「二酸化炭素換算濃度数値」（445～490 ppmなど）と「平均気温上昇幅」（2.0～2.4℃など）の間に存在していることを示しているものと全く同一の関係を図示するものであって、両者で「二酸化炭素換算濃度」の数値が論じられている物質（温室効果をもつ複数種類の物質の合成物）が同一であることは自明である。それにもかかわらず、その物質が、前者では「温室効果ガス（エアロゾル含む）」とされ、後者では単に「温室効果ガス」とされていて、明らかに矛盾している。ちなみに、上記二つの物質名表記は、原文では、それぞれ、“CO₂-equivalent at stabilisation including GHGs and aerosols”，“GHG concentration”となっており、それら二つの名称で呼ばれる物質が同一物でないことは表SPM.6.に付けられた注（b）に照らしても明

らかである。

この問題の重要性は、何より先ず、当の“AR4/SYR”とそこに掲載された表SPM.6.および図SPM.11.がもつところの「対気候変動戦略における基本認識」の極度の重要性からくる。その点との関わりで、JSAにおいて気候変動問題と取り組んでいるACTチームの名称に含まれている3文字（A,C,T）について一言しておきたい。それらの3文字は、“Announce your Climate Targets !”というチームの基本要求を象徴するものである。

気候変動への対応においてはClimate Targets（気候目標）つまり、平均気温上昇の上限や、それを保証するための排出量削減幅などを巡って国際社会が明確な合意を得ることが何より重要だが、そうした合意を達成するうえでは、各国の政府が重大な責任を自覚して目標値を提示し合い、それをもとに世界的な検討、討論、協議がなされることが不可欠である。しかし、中、米、印、露、日という5大「排出大国」は、いずれも現在そうした当然の義務を果たしていない。その結果、気候目標をめぐる国際合意はわずかに「2℃以内に」という気温上昇幅の限度に関してのみどうにか形成されているにとどまり、それを補完すべき他の目標値に関する合意の形成は、なお今後の課題として残されている。そうした中だけに、気候変動問題における最新の世界的な知見を集約しているはずのAR4において、気候目標概念内包・外延にかかわる曖昧さがあることは許されてなら

ない。筆者や ACT チームが「AR4 中の表記問題」にこだわる理由は、まずもってその点にある。

“ACT” チームでは、この問題の解明をこれまで筆者（田中）が担当し、内外の専門家への質問などを繰り返してきたが、明確な結論を得るに至らなかった。とりわけ、IPCC の担当部局（第 3 作業部会技術サポートユニット）への問い合わせでは、「表 SPM.6.中の二酸化炭素換算濃度列は間違いなく同表に付けられた注（b）で言う“すべての人為起源の放射強制力の正味影響を含んだ対応値”（つまり GHG+エーロゾル）を示すものであって、同注で言う“長寿命の温室効果ガスのすべて”（つまり GHG のみ）を示すものではない」という意味の回答を繰り返し受け取るだけに終わり、図 SPM.11.における表記との食い違いに関わる回答を得るには至らなかった。

そうした経過に鑑み、ACT チームは、先般、AR4 で 2 種類の濃度表記が混用されていることの不合理を指摘し、正誤表の公表でそれを是正することを求める正式の書簡を IPCC 本部事務局宛に送ることを決め、さる 7 月 17 日に実行した。

それに対して、8 月 9 日に同事務局から e メールによる回答が届けられ、その内容は、回答が遅延したことへの謝罪のこととともに、「JSA-ACT の要請はすでに担当部局である<第 3 作業部会技術サポートユニット>に回され、そこで専門家たちによる検討が始められており」、「本部事務局も、今後、必要に応じて関与していく」と伝えるものであった。

こうして、すでに 2 年越しになっているこの問題にもようやく結論が出る気配がみられる。「支部ニュース」8 月号の発行を明日に控え、とり急ぎ以上の経過を報告する次第である。（2012 年 8 月 12 日受け取り原稿）

表 SPM.6. ポスト TAR の安定化シナリオの特徴とそれに伴う長期的な世界平均平衡温度、及び熱膨張のみに由来する長期的な海面水位上昇 a

カテゴリー	二酸化炭素安定化濃度 (2005 年 = 379 ppm) (b)	温室効果ガス安定化濃度(二酸化炭素換算) (x-ロジ %含む) 2005 年 = 375ppm (b)	二酸化炭素排出がピークを迎える年 (a),(c)	2050 年における二酸化炭素排出量の変化 (2000 年比のパーセント) (a),(c)	気候感度の最良の推定値を用いた平衡時の世界平均気温の工業化以降からの上昇(d),(e)	熱膨張のみに由来する平衡時の世界平均海面水位の工業化以降からの上昇(f)	評価されたシナリオの数
	ppm	ppm	西暦	%	℃	m	
I	350-400	445-490	2000-2015	-85 ~ -50	2.0 - 2.4	0.4-1.4	6
(II~V カテゴリーの数値を省略)							
VI	660-790	855-1130	2060-2090	+90 ~ +140	4.9-6.1	1.0-3.7	5

原注 b) 大気中 CO₂ 濃度は 2005 年時点で 379ppm であった。2005 年における長寿命の温室効果ガスのすべてを対象とした CO₂ 換算濃度の最良の推定値は約 455ppm である。すべての人為起源の放射強制力の正味影響を含んだ対応値は CO₂ 換算 375ppm である。

（表の題辞にある“TAR”は、IPCC が 2001 年に発表した「第 3 次評価報告書」を指す—田中）

※※※※※※※支部幹事会だより※※※※※※※

7月20日開催の第3回幹事会の報告です。

1. 新入会員

本欄で、新入会員の紹介をしています。

以下のお三方の紹介が『支部ニュース』6月号の「支部幹事会・事務局だより」から欠落していました。改めてご紹介します。

須田稔さん（立命館大学名誉教授，アフリカン・アメリカン・スタディーズ）

亀井成美さん（洛南高校非常勤講師，環境・防災問題）

谷口順彦さん（高知大学・東北大学名誉教授，現在，福山大学客員教授，水産生物学）

2. 除籍処分について

2年分会費滞納者の除籍について審議し、2010年度並びに2011年度の2年分滞納会費を納付しなかった以下の6名を、会則第8条により、2012年4月30日付けで除籍することになりました。

柳ヶ瀬孝三，道下敏則，中村正，斉藤真緒，今田治，松本克美

3. 支部現況

会員数 278（一般会員 251，院生・学生会員 27） 読者 6

4. 会費納入状況

2012年度会費納入率は7月20日時点で47.6%。引き続き会員みなさまのご協力をお願いします。

5. 支部分会設置内規

→分会立ち上げの内規を以下の通りに決めました。

1) 分会は、3名以上の会員により結成することができる。

2) 分会には代表者1名を置く。分会代表者は、分会名、分会員の名簿を幹事会に提出し、幹事会の承認をうる。変更があった場合は、その都度幹事会に報告する。

3) 支部は、分会の活動を財政面で支える。

4) 1会員は複数の分会に所属することができる。ただし、複数の分会の代表者にはならない。

付則：これまでの分会も新たな内規に従って幹事会に設置の承認を得る。

（京大経済，京大医学，京大宇治，京都工繊大，龍谷，京都橘，立命教員，若手研究者，学生研究会，個人懇世話会，など）

6. 会員5000人回復運動について

入会対象者をできるだけ挙げることにしました。みなさまのご協力をお願いいたします。

7. 「原発ゼロをめざす京都ネットワーク」への加入について

京都支部として「原発ゼロをめざす京都ネットワーク」に加入することにしました。

8. 支部ニュース7月号記事に関する抗議について

富田さんより、『支部ニュース』7月号に投稿した原稿と掲載された記事が本人の了解なしに変えられていた、次号に謝罪広告と投稿原稿の再掲載を求める、との抗議がありました。それについて意見交換し、8月号に、事務局長による経過の説明、寄稿者（富田さ

ん) に対する謝罪, ならびに削除部分を掲載 することにしました。 (文責 宗川吉汪)

支部ニュース7月号について, おわび2件

＜寄稿原稿の改竄について 富田道男＞

国会の東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(国会事故調)が7月5日に報告書を両院議長に提出したのを受けて, 7月12日発行の京都支部ニュース7月号に報告書の一読を読者に勧める一文を寄稿したところ, 編集者により改竄されたものが掲載された。

改竄の主なものは, 寄稿文題名「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を見て」が「・・・報告書を読んで」と変更されたこと及び報告書の「目次」の内容を削除したことである。

PDF版646頁から成る報告書は, 国会事故調のホームページ(<http://www.naiec.jp/>)からダウンロードできるが, 冒頭部分の45頁ほどに“調査の概要”から“結論と提言”を記し, 詳細報告を残り600頁に記すという構成となっている。そこで7月号に寄稿した原稿には, 一読勧奨の具として“目次”と黒川委員長の“はじめに”を掲載して, 読者ご自身が自分の目で報告書を一読されるように記したものである。ところが7月号には“目次”の内容が削除され“はじめに”だけのものが掲載されたが, この文から“目次”の内容を削除すれば, 著者の意をまったく失うことは明白であり, 著者の了解も得ずに行われた変更を許すことはできない。

このことについて編集責任を負う幹事会に抗議したところ, 削除部分が8月号に掲載されることになった。

この報告書は, 政府刊行物取扱業者によると「出版の予定は聞いていない」とのこと, またこれを政府や国会自身が無視している状況の下で, 是非, ご自身で国会事故調のホームページから入手して一読されるよう, 以下に“目次”のコピーを挙げておく;

目次

報告の辞	3
はじめに	5
調査の概要	7
結論と提言	10
結論	10
提言	20
提言の実現に向けて	23
要旨	24
事故の概要	24

本文の要旨	26
本文詳細目次	45
第1部 事故は防げなかったのか？	57
第2部 事故の進展と未解明問題の検証	127
第3部 事故対応の問題点	249
第4部 被害状況と被害拡大の要因	347
第5部 事故当事者の組織的問題	487
第6部 法整備の必要性	575
付録	587
付録1 略語表・用語解説	588
付録2 国会による継続監視が必要な事項	594
付録3 委員会の概要	600
付録4 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法	623
付録5 委員長と委員からのメッセージ	630
委員長・委員プロフィール	640

<おわび ①>

上の富田氏の指摘のとおり、本誌の編集段階で同氏の寄稿原稿の一部を同氏の許可なく勝手に変更・削除して掲載した。富田氏に寄稿の意図を確かめることをせずに「目次」には記事性がないと一方的に判断して削除してしまった。富田氏には大変不快の念をおかけした。心からおわび申し上げる。

本誌は、京都支部からのお知らせを兼ねた同人誌的性格を帯びている。どんなに親しい間柄であったとしても、寄せられた原稿を執筆者に断りもなく改ざんすることは許されることではない。編集人に甘えやおごりがあったのではないかという批判を甘んじてお受けする。今後は身を引き締めて編集に当たる所存である。

<おわび ②>

本誌7月号6ページ左欄の最上段の「高齢者・障害者の悔悟保障研究委員会」の文字に重大な誤りがありました。「悔悟」を「介護」に訂正ください。同委員会代表の藤本文朗さんからご指摘がありました。おわび申し上げます。

2012年8月

京都支部事務局長

宗川吉汪